第二表

改正後	改正前
（供託課の所掌事務） **第二十条**　民事行政部の供託課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　供託に関すること。 二　法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）に定める遺言書の保管に関すること。 （供託第一課の所掌事務） **第二十一条**　民事行政部の供託第一課は、前条第一号に掲げる事務（金銭の供託に関する事務を除く。）及び同条第二号に掲げる事務をつかさどる。 （供託第二課の所掌事務） **第二十二条**　民事行政部の供託第二課は、第二十条第一号に掲げる事務のうち金銭の供託に関する事務をつかさどる。 （供託課の所掌事務） **第三十九条**　地方法務局の供託課は、第二十条各号に掲げる事務をつかさどる。 （支局及び出張所の所掌事務） **第四十六条**　法務局又は地方法務局の支局は、法務局又は地方法務局の所掌事務のうち、第十七条第一項第一号及び第三号並びに第二十条各号に掲げる事務並びに第二十三条第一項に定める事務を分掌する。 2　法務局又は地方法務局の出張所及び支局の出張所は、法務局若しくは地方法務局又は支局の所掌事務のうち、第二十三条第一項に定める事務（別に指定する出張所にあっては、第二十条第二号に掲げる事務及び第二十三条第一項に定める事務）を分掌する。 3　［略］ （支局の課） **第四十八条**　［略］ 2　支局の総務課は、第十七条第一項第一号及び第三号並びに第二十条各号に掲げる事務並びに第四十六条第三項の規定により取り扱うことを命ぜられた事務（東京法務局八王子支局、同府中支局、横浜地方法務局川崎支局、同湘南支局、大阪法務局堺支局、同東大阪支局及び福岡法務局北九州支局においては、戸籍課の所掌に属する事務を除く。）をつかさどる。 3　［略］	（供託課の所掌事務） **第二十条**　民事行政部の供託課は、供託に関する事務をつかさどる。 ［号を加える。］ ［号を加える。］ （供託第一課の所掌事務） **第二十一条**　民事行政部の供託第一課は、前条に定める事務（金銭の供託に関する事務を除く。）をつかさどる。 （供託第二課の所掌事務） **第二十二条**　民事行政部の供託第二課は、第二十条に定める事務のうち金銭の供託に関する事務をつかさどる。 （供託課の所掌事務） **第三十九条**　地方法務局の供託課は、第二十条に定める事務をつかさどる。 （支局及び出張所の所掌事務） **第四十六条**　法務局又は地方法務局の支局は、法務局又は地方法務局の所掌事務のうち、第十七条第一項第一号及び第三号に掲げる事務並びに第二十条及び第二十三条第一項に定める事務を分掌する。 2　法務局又は地方法務局の出張所及び支局の出張所は、法務局若しくは地方法務局又は支局の所掌事務のうち、第二十三条第一項に定める事務（別に指定する出張所にあっては、第二十条及び第二十三条第一項に定める事務）を分掌する。 3　［同上］ （支局の課） **第四十八条**　［同上］ 2　支局の総務課は、第十七条第一項第一号及び第三号に掲げる事務及び第二十条に定める事務並びに第四十六条第三項の規定により取り扱うことを命ぜられた事務（東京法務局八王子支局、同府中支局、横浜地方法務局川崎支局、同湘南支局、大阪法務局堺支局、同東大阪支局及び福岡法務局北九州支局においては、戸籍課の所掌に属する事務を除く。）をつかさどる。 3　［同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第二表に係る改正規定は、同年七月十日から施行する。

○法務省令第十一号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第九条第三項の規定に基づき、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十日

法務大臣　三好　雅子